

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小坂町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小坂町長

公表日

平成27年5月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、町内に在住する住民又は町外に在住する住民に対し賦課及び徴収を実施するため、氏名、生年月日、性別及び住所等を帳票に記載する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)では、この賦課等の帳票に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 個人住民税賦課に関する事務 個人住民税課税台帳の整備及び賦課・証明書発行、統計処理等を行う。 ①課税台帳の管理、異動、照会 ②課税データ、給与所得者の異動届等の入力 ③課税原票の照会 ④納税通知書の出力 ⑤返戻納付書等の照会 ⑥所得証明書、課税証明書等の発行 ⑦課税状況調等の統計出力
③システムの名称	個人住民税システム、中間サーバー、宛名管理システム、収納・口座システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル、申告相談情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル、国税連携情報ファイル、年金特徴情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報照会の根拠】27の項 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、31、37、42、54、63、64、65、74、80、87、94、97、102、103、108、113の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長	町民課長 細越浩美
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小坂町総務課 情報公開・個人情報保護担当 017-0201 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1 問い合わせ先電話番号 0186-29-3901
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小坂町総務課 情報公開・個人情報保護担当 017-0201 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1 問い合わせ先電話番号 0186-29-3901

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]